

# 第94期決算公告

2023年5月19日

大阪府大阪市此花区西九条1-27-1  
日新運輸株式会社  
代表取締役社長 馬上真一

## 貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,136,836</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,187,361</b>
現金及び預金	3,655,978	買掛金	919,288
受取手形	195,600	短期借入金	1,700,000
売掛金	2,198,825	リース債務	644
貯蔵品	452	未払金	46,436
償還期長期貸付金	12,668	未払法人税等	241,335
未収入金	40,523	未払消費税等	10,571
その他	47,278	未払費用	245,835
貸倒引当金	△ 14,493	前受金	10,231
		預り金	12,817
		その他	200
<b>固定資産</b>	<b>998,578</b>	<b>固定負債</b>	<b>416,044</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>120,757</b>	リース債務	698
建物	82,564	退職給付引当金	183,077
構築物	6,991	役員退職慰労引当金	35,390
機械及び装置	21,377	資産除去債務	196,878
車両運搬具	0	<b>負債合計</b>	<b>3,603,405</b>
工具、器具及び備品	8,255		
土地	226	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	1,342	<b>株主資本</b>	<b>3,494,737</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>39,831</b>	資本金	200,000
ソフトウェア	39,377	利益剰余金	3,294,737
その他	454	利益準備金	50,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>837,988</b>	その他利益剰余金	3,244,737
投資有価証券	61,450		
関係会社株式	408,541	評価・換算差額等	37,271
出資金	72,170	その他有価証券評価差額金	37,271
長期貸付金	34,451		
差入保証金	34,993	<b>純資産合計</b>	<b>3,532,009</b>
繰延税金資産	211,979		
その他	14,401	<b>負債純資産合計</b>	<b>7,135,414</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,135,414</b>		

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売上高	18,425,998
売上原価	16,762,710
売上総利益	1,663,288
販売費及び一般管理費	508,947
営業利益	1,154,341
営業外収益	
受取利息	286
受取配当金	108,542
その他の	9,019
営業外費用	
支払利息	727
為替差損	62,960
その他の	2,709
経常利益	1,205,791
特別利益	
固定資産処分益	26,275
その他の特別利益	4,433
特別損失	
固定資産除却損	2,113
その他の特別損失	16,832
税引前当期純利益	1,217,554
法人税、住民税及び事業税	355,361
法人税等調整額	△ 5,892
当期純利益	868,084

(注1)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

計算書類は「会社計算規則」(平成18年2月7日 法務省令第13号)に基づいて作成しております。

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券 ..... 償却原価法によっております。
- (2) 子会社株式 ..... 移動平均法による原価法によっております。
- (3) その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの ..... 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産  
直入法により処理し、売却原価は、移動平均法)によっております。  
市場価格のない株式等 ..... 移動平均法による原価法によっております。

#### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 ..... 時価法によっております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

###### 建物

- ①2007年3月31日以前に取得したもの ..... 旧定率法によっております。
- ②2007年4月 1日以降に取得したもの ..... 定率法によっております。
- ③2016年4月 1日以降に取得したもの ..... 定額法によっております。

###### 建物以外

- ①2007年3月31日以前に取得したもの ..... 旧定率法によっております。
- ②2007年4月 1日以降に取得したもの ..... 定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります

建物 ..... 3年～34年

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く) ..... 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

..... リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

###### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

##### (5) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

当社は、国際貨物輸送(船舶・航空機・自動車等の輸送手段を利用した国際貨物の輸送)とこれらに付帯する輸出入通関等、並びに検品・検針・加工業務といった輸出入の付帯業務や物流の管理・運営を行う3PL(サードパーティー・ロジスティクス)業を合わせた国際貨物輸送事業を行っております。

国際貨物輸送事業では、主にアパレル関連製品や日用雑貨等の国際間の輸送や海外での輸送、輸出入通関業務や国内配送の手配を行っております。これらは、原則として各種の役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しておりますが、国際間の海上貨物輸送や航空貨物輸送等の一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短い場合を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識することとしております。履行義務の充足にかかる進捗度の見積りの方法は、輸送に掛る見積日数に対する経過日数の割合によって算出しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

### (会計方針の変更に関する注記)

#### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の営業収益及び損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。1株当たり情報に与える影響は軽微であるため、記載を省略しております。

#### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。